**事業類型 ：行政組織管理型　　部　　局 ： 健康医療部**

**事 業 名 ：保健所管理運営事業**

**注記（事業別財務諸表：保健所管理運営事業）**

**１．追加情報**

（１）固定資産の減損の状況

（行政財産）

減損を認識したもの

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 用途 | 種類 | 場所 | 減損前の帳簿価額（円） | 減損に至った  経緯 | 減損損失額（円） | 減損後の帳簿価額（円） | 減損損失額の算出方法の概要 | |
| 帳簿価額と比較する正味売却価額・使用価値相当額の別とその算出方法 | 摘要 |
| 守口保健所 | 建物 | 守口市梅園町４番１５号 | 170,005,653 | 使用終了（売却検討） | 0 | 170,005,653 | 正味売却価額（公有財産台帳上で把握している現在価額を採用） | 正味売却価額が帳簿価額を上回っているため減損損失額は0 |

（２）その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項

　①事業の概要

地域保健法の規定により都道府県は保健所の設置主体と定められており、これにより府が設置する保健所の管理・運営を行う。事業の主な内容には、大阪府所管１２保健所の施設維持管理等の経費、保健所試験・検査に要する経費などを計上しています。

②当該事業に関し説明すべき固有の事項

守口保健所は、平成28年10月31日付けで、守口市京阪本通２丁目５番５号（守口市庁舎8階）に移転しました。